

緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け仕様書

1 自動販売機の仕様

- (1) 緑水庵と調和するデザインとすること。
- (2) ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (3) 省電力対応など、環境負荷を低減する機器とすること。
- (4) 交通系 I C を含む複数の電子マネー決済に対応した機器とすること。
なお、電子マネーの種類は利用者の利便性を考慮したうえで設置事業者が検討すること。
- (5) 災害時に自動販売機内の飲料水等を設置事業者の負担により無償で提供できるものとする。

2 販売品目の条件

- (1) 清涼飲料水（缶・ペットボトル等）を販売するものとし、酒類は販売しないこと。
- (2) 販売品目については、発注者と協議して決めること。
- (3) 「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。
- (4) 販売価格は、標準販売価格以下の価格とすること。

3 設置

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、日本産業規格（J I S）の据付基準や清涼飲料自販機協議会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (2) 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (3) 自動販売機に併設して回収箱等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行い、回収箱から容器等があふれることのないようにすること。

4 管理運営

- (1) 商品の補充、賞味期限の管理、金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、「自販機売機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防

止に努めること。

- (3) 自動販売機設置に伴う事故については、発注者の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (4) 商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の責任において速やかに復旧すること。
- (5) 自動販売機の故障や問合せについては、設置機器の見やすい位置に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 自動販売機及び回収箱の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。
- (7) 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 契約満了等により、自動販売機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、発注者の確認を受けること。

5 電気料金の支払

設置者は、電力使用量を計測する子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、発注者が算定した電気料金（自動販売機が設置されている施設の電気料金を子メーターで計測された電力量で按分）を、指定する期日までに支払うこと。

6 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況を3か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を提出すること。

7 使用上の制限

- (1) 貸付物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- (2) 発注者の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸しないこと。
- (3) 落札者が契約に定める義務を履行しないとき又は発注者が当該設置場所を公共の用に供する必要が生じたときは、発注者は契約を解除できるものとする。

8 違約金の支払

設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入すること。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×0.1×契約不履行月数）

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間とする。